

# 宮城北部国有林の地域別の森林計画書

(第三次変更計画)

(宮城北部森林計画区)

計画期間 自 平成 31 年 4 月 1 日  
至 令和 11 年 3 月 31 日

(第一次変更 令和元年 12 月)

(第二次変更 令和 2 年 12 月)

(第三次変更 令和 3 年 12 月)

東北森林管理局

## 【変更理由】

次の理由から森林法（昭和26年法律第249号）第7条の2第3項により準用する法第5条第5項に基づき変更するものである。

- 1 全国森林計画の変更（令和3年6月15日閣議決定）を踏まえ、林地の保全に留意した適切な伐採・搬出の確保を促進するため、森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）を変更する。  
また、林産物の搬出に当たり地形等の条件に応じて路網と架線を適切に選択することにより、森林の土地の保全等に配慮するため、林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項を変更する。
- 2 将来にわたって育成単層林を維持すべき森林として、主伐（皆伐）を進める林分の齢級構成の平準化を図るため、付属参考資料に主伐（皆伐）上限量の目安を記載する。
- 3 森林整備に必要な路線について、豪雨等被害による林道施設の復旧及び機能強化を図るため林道計画を変更する。
- 4 豪雨による土砂流出等の対策及び東日本大震災により被災した海岸防災林の再生のため、治山工事箇所を追加する。

なお、本変更計画は、令和4年4月1日に効力を生じる。

## 【変更項目及び頁】

### Ⅱ 計画事項

#### 第3 森林の整備に関する事項

- 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法 . . . . . 1

- 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

- (3) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法 . . . . . 1

#### 第5 計画量等

- 4 林道の開設又は拡張に関する計画 . . . . . 2

- 5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(3) 実施すべき治山事業の数量 . . . . . 4

#### (附) 参考資料

- 7 その他

(1) 持続的伐採可能量 . . . . . 5

## II 計画事項

### 第3 森林の整備に関する事項

#### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

##### (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐は、森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを旨とし、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材需要構造、森林の構成等を勘案しつつ、以下を標準的な方法として実施する。

なお、伐採に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮を確保するため、気候、地形、土壌等の自然条件を踏まえ、伐採の規模、周辺の伐採地との連たん等を十分考慮する。特に林地の崩壊の危険のある箇所、溪流沿い、尾根筋等について林地の保全や生物多様性の保全等に支障が生じないように、伐採の適否、伐採方法及び搬出方法を決定する。

#### 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

##### (3) 林産物の搬出方法等

###### ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出に当たっては、地形等の条件に応じて路網と架線を適切に選択する。特に地形、地質等の条件が悪く、土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新や森林の土地の保全に支障を生じる場所においては、地表を極力損傷しないよう、路網の作設を避け、架線にするなど十分配慮する。

やむを得ず路網又は架線集材のための土場の作設が必要な場合には、法面を丸太組みで支えるなどの対策を講じる。

###### イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法 (略)

## 第5 計画量等

### 4 林道の開設又は拡張に関する計画

単位 延長：km、面積：ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考
開設	自動 車道	林業 専用道	石巻市	六ノ峠	1.0	87	○	1	
				小積浜	0.5	87		2	
				袴ヶ岳	0.9	66		3	
				桑浜	1.5	87		4	
				尾崎	1.7	60		5	
				明神	1.1	104		6	
			小計	6 路線	6.7				
			気仙沼市	只越第2	1.2	109	○	7	
				上鳥沢	2.0	71		8	
				不動山	2.0	127		9	
				駒米沢	1.2	100		10	
			小計	4 路線	6.4				
			登米市	文付沢	0.7	86	○	11	
				平次郎沢	2.2	97		12	
			小計	2 路線	2.9				
			栗原市	木立	0.5	100	○	13	
				砥沢	2.0	125	○	14	
				石仏第2	1.0	117	○	15	
				通内沢	0.7	322	○	16	
				河原小屋	4.0	211	○	17	
			小計	4 路線	7.7				
			大崎市	小深沢第2	2.0	206		18	
				山王	2.0	499		19	
				太平山	1.5	153		20	
				文七沢	0.5	194	○	21	
				二ツ森	1.3	85	○	22	
			小計	5 路線	7.3				
大和町	大倉沢	2.0	106		23				
小計	1 路線	2.0							
色麻町	小栗山	0.9	198	○	24				
小計	1 路線	0.9							
女川町	飯子	1.2	58		25				
小計	1 路線	1.2							
南三陸町	松森沢	1.0	154	○	26				
	赤柴沢	1.0	202		27				

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考
開設	自動 車道	林業 専用道	南三陸町	西戸	0.5	22	○	28	
				平内沢	1.0	67		29	
				水月第2	0.8	142	○	30	
				トサ沢	0.9	127	○	31	
				戦沢	1.0	123		32	
			小計	7 路線	6.2				
合計				31 路線	41.8				
前半5カ年の計画量				15 路線	17.0				
拡張	自動 車道 (改良)	林業 専用道	加美町	漆沢	0.0		○		
				小計	1 路線	0.0			
			南三陸町	志津川	1.0		○		
				小計	1 路線	1.0			
合計				2 路線	1.0				
前半5カ年の計画量				2 路線	1.0				

注1 単位未満を四捨五入するため、総数と内訳の合計は必ずしも合致しない。

注2 「0.0」は0.5km未満。

## 5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

### (3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治山事業施工地区数		主な工種	備考
市町村	区 域		前半5カ年の計画		
石巻市	502～512, 515～519, 522, 523, 525～531, 538, 540, 541, 543, 555, 556, 558, 559, 563, 564, 568, 573～577, 579～581, 589, 589, 590, 593, 596, 597, 649	50	46	溪間工 山腹工 盛土工 植栽工 森林整備 本数調整伐	
気仙沼市	301～308, 312, 315～317, 319～324, 327, 330, 332, 336, 346, 348～353	29	29	溪間工 山腹工 植栽工 森林整備 本数調整伐	
登米市	621, 622, 626, 629, 632, 634, 637, 639, 642～645, 647, 648, 652	15	14	溪間工 山腹工 本数調整伐	
栗原市	4, 6, 8～11, 13, 16, 19, 21, 22, 24～35, 38, 40, 41, 43, 44, 53, 54, 56, 57	32	32	溪間工 山腹工 資材運搬路 本数調整伐	
東松島市	546, 548, 549	3	3	植栽工 森林整備	
大崎市	105, 107, 110～119, 121, 122, 124, 125, 138～140, 142, 143, 147～150, 152～156, 160, 162	32	27	溪間工 山腹工 管理道 資材運搬路 本数調整伐	
大和町	260～264, 266, 268, 269	8	5	溪間工 山腹工 本数調整伐	
色麻町	253, 255～257	4	4	溪間工 本数調整伐	
加美町	201, 206, 207, 210～212, 219, 221～223, 227～229, 231, 234～236, 238, 239, 241～244, 246～248, 250, 278, 279, 281, 285, 287, 289	33	27	溪間工 山腹工 資材運搬路 本数調整伐	

森林の所在		治山事業施工地区数		主な工種	備考
市町村	区 域		前半5カ年の計画		
女川町	535, 537	2	2	溪間工 山腹工 本数調整伐	
南三陸町	362～365, 367～369, 373, 376, 377, 380	11	10	溪間工 本数調整伐	
合計		219	199		

**(附) 参考資料**

**7 その他**

(1) 持続的伐採可能量

単位 材積：千 m<sup>3</sup>

主伐（皆伐）上限量の目安
94

(2) その他

ア 国有林の地域別の森林計画の沿革

(略)

イ 担当者の役職及び氏名並びに樹立に従事した期間

(略)